

## 元監査公表第8号

地方自治法第199条第12項の規定により、令和元年9月20日に福岡市長から公の施設の指定管理者監査の結果に関する措置について通知を受けたので、同項の規定により次のとおり公表する。

令和元年10月17日

福岡市監査委員	平 畑 雅 博
同	松 野 隆
同	谷 山 昭
同	篠 原 俊

### 1 監査報告と措置の件数

元監査公表第2号（令和元年7月4日付 福岡市公報第6594号 公表）分

・・・1件

### 2 講じた措置の内容

以下のとおり

（公の施設の指定管理者監査）

（事務監査）

#### 1 ももち未来ネットワーク

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>コインロッカー使用料の集金及び払込みについて適正な事務処理を求めるもの</p> <p>福岡市ももち体育館条例施行規則別表に定めるコインロッカーに係る付属施設使用料(以下「コインロッカー使用料」という。)を集金したときは、集金額を証明するための書類を作成する必要がある。また、集金したコインロッカー使用料は、基本協定書の仕様書に基づき、収納日の翌営業日までに市に払い込み、その出納を現金出納簿により明らかにしなければならないこととなっている。</p> <p>しかしながら、集金額を証明するための書類を作成しておらず、その払い込みは、指定管理者の申し立てによると、平成29年12月28日以降、集金したコインロッカー使用料のうち1,000円未満の金額を除いた</p>	<p>コインロッカー使用料の集金においては、集金額を証明するため「コインロッカー使用料回収・払込簿」を作成し、集金した全額を集金日の翌営業日までに払い込むなど、基本協定書の仕様書に基づいた事務処理を行っている。</p>

額を市に払い込み、当該 1,000 円未満の残金は金庫内で保管して次回集金分と合算し、同様の処理を行っていたとのことであった。また、現金出納簿は、払込金額を収入額として計上し作成していた。

コインロッカー使用料の集金においては、集金額を証明するための書類を作成し、基本協定書の仕様書に沿った事務処理をされたい。

(ももち未来ネットワーク)